**令和２年　大山町初区長会**

日　時：令和2年1月12日（日） 午前9時00分～

場　所：保健福祉センターなわ

1．開　　　　会

2．町長あいさつ

3．町議会議長あいさつ

4．社会福祉協議会会長あいさつ

5．老人クラブ連合会会長あいさつ

6．各地区会長及びﾌﾞﾛｯｸ会長互選

互選場所：中山ﾌﾞﾛｯｸ：機能回復訓練室、名和ﾌﾞﾛｯｸ：このホール、大山ﾌﾞﾛｯｸ：ロビー

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中山ﾌﾞﾛｯｸ | 名和ﾌﾞﾛｯｸ | 大山ﾌﾞﾛｯｸ |
| 上中山 | NO.　（　　　　） | 庄　内 | NO.　（　　　　） | 大　山 | NO.　（　　　　） |
| 下中山 | NO.　（　　　　） | 名　和 | NO.　（　　　　） | 所　子 | 　　　　　NO.　（　　　　） |
| 逢　坂 | NO.　（　　　　） | 御来屋 | NO.　（　　　　） | 高　麗 | NO.　（　　　　） |
|  | 光　徳 | NO.　（　　　　） |  |

7．大山町区長会長、同副会長互選 互選場所：会議室１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会　　　長 | 副　会　長 | 副　会　長 |
| 　　ﾌﾞﾛｯｸ |  | 　　ﾌﾞﾛｯｸ |  | 　　ﾌﾞﾛｯｸ |  |

8．区長会長、同副会長あいさつ

9．各課からの連絡・依頼事項

10．質　疑　応　答

11．閉　　　会

閉会後、下記該当の区長さんは地区区長会を行いますので、該当の部屋へお集まり

ください。

・御来屋1区～11区は（研修室）→除雪について

・下中山地区（会議室1）→地域自主組織・地区運動会について

・逢坂地区（会議室2）、名和地区（機能回復訓練室）、光徳地区（機能回復訓練室）、

大山地区（ロビー）、所子地区（ロビー）→地域自主組織について

**【総務課】0859-54-5201**

**1．文書配布**

毎月2回、第2木曜日と最終木曜日に各区長さん宛に「区長文書」をお送りします。

次回は、1月30日（木）の予定です。

**2．区長名簿**

原則非公開。ただし、公共機関が工事、統計調査等を行う場合に、問い合わせがあれば公益性を考慮したうえで、名簿を公開させていただきますので、ご了承ください。

**3．集落の総会資料印刷**

　 総務課又は各支所総合窓口室に、原稿とコピー用紙をご持参いただければ、無料（白黒印刷の場合）で必要部数を印刷します。ただし、（カラーの場合は、片面あたり20円をご負担いただきます。土曜・日曜に関しましては名和・大山地区は各公民館で、中山地区は図書館で対応します。

用紙を持参されず、役場の用紙を使用される場合は下記の料金をご負担いただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サ イ ズ | 内　容 | 金　額 |
| Ａ4～Ａ3 | 片面 | 白黒 | 　4円　　 |
| カラー | 24円　　 |
| 両面 | 白黒 | 5円　　 |
| カラー | 45円　　 |
| Ａ2 | 片面 | 白黒 | 20円　　 |
| Ａ1 | 片面 | 白黒 | 40円　　 |
| Ａ0 | 片面 | 白黒 | 80円　　 |

※なお、初区長会資料は大山町公式ホームページでも公表します。

**4．集落コミュニティ活動補助金**

10月頃に請求書送付。基本額30,000円＋1,200円/戸（10月1日現在の文書配布戸数）

**5．各集落からの要望事項**

「要望書（任意様式）」を総務課、各支所総合窓口室まで提出してください。回答は速やかに対応するように努めます。

**6．消防施設整備費補助金**

集落で行う消防施設等の整備を推進するための補助事業。

機器や資材整備に要する費用の1/2を補助します。自主防災組織の強化を図るため、自主防災組織が設置されている集落につきましては、補助率を1/2から3/4に拡充しております。

また、次年度の予算作成に併せて、10月下旬頃までに集落からの次年度の補助要望を取りまとめますので、早めに検討をお願いします。

**7．自主防災組織の設置・育成**

　 大きな地震や風水害に備えて「地域ぐるみの協力体制」を整備しましょう。自主防災組織とは「自分たちの住む地域は自分たちで守る」の理念に基づき自主的に防災活動を行う組織です。

令和元年12月現在の自主防災組織の設置数は、122集落となっております。

まだ設置されていない集落は、設置の検討をお願いします。

　・自主防災組織育成事業補助金　　20,000円（均等割）＋（300円×世帯数）

 ・災害時要援護者台帳等の作成金額　 3,000円（台帳） ＋（100円×個別計画件数）

なお、交付申請の期限を5月末としますので、各区長さんにおかれましてはお忘れのなきよう申請をお願いします。改めて、通知を送付します。

**8．町と自主防災組織の連携**

①災害時の状況確認と安否確認のため連絡体制を確認しています。

別紙「令和2年 災害時緊急連絡先」に役職・氏名・緊急時連絡先電話番号を記入のうえ、

1月30日(木)までに総務課・各支所総合窓口室までご提出ください。

②大雨等による浸水被害を防止できるよう、集落に土のうを配布しますので、要望があれば、区長さんか自主防災組織の代表者の方が必要数を取りまとめのうえご連絡ください。

**9．コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）**

　自主防災組織に対する宝くじのコミュニティ助成事業。

　 30万～200万円の範囲で自主防災活動に必要な施設、設備整備の助成を行います。

例年8月～9月頃に募集案内文書が県より町へ送られてきますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

※　希望されたとしても必ず助成されるものではありません。また、複数の自主防災会から要望が出された場合には内部選考をさせていただく場合があります。

**10. 放送施設整備費補助金**

　 集落の放送施設等の整備を行うための補助事業です。

　 機器等の設置、修繕に要する費用から2万円を差し引いた額の1/2を補助します。計画される場合はお問い合わせください。また、消防施設整備費補助金とあわせて10月に集落からの次年度の補助要望をとりまとめます。

**11. 統計調査**

①2020年農林業センサス

　農林水産省が、2月1日を基準日として実施。

　農林業の実態を明らかにする、極めて大切な調査です。昨年12月中旬から農林業を営んでいる皆様のところに調査員が訪問して、農林業の経営状況など調査を行っていますので、引き続きご協力をお願いします。

②令和2年国勢調査

　総務省が、10月1日を基準日として日本に住むすべての人と世帯を対象に実施。

　調査時期が近づきましたら詳細について広報いたしますので、ご承知ください。

**【企画課】0859-54-5202**

**１．交通安全運動の推進**

　年に4回、交通安全運動期間を設けて交通安全の取り組みを実施しています。

また、毎月1日と15日は交通安全日として取り組みを進めています。

集落内での「交通安全旗」「のぼり旗」の掲揚、有線放送等での周知など、交通安全の取り組みにつきましてご協力をお願いします。

なお、交通安全用品として、企画課・各支所総合窓口室で下記物品を販売しています。

|  |  |
| --- | --- |
| ◎夜光反射タスキ | 1本 　100円 |
| ◎高齢者標示マーク（2枚組み） | 1ｾｯﾄ　300円 |
| ◎交通安全旗 | ・大（170cm×140cm）　　2,000円・小（80cm×70cm）　　　　300円 |

また、交通安全対策として、次の装置の購入助成を始めますのでご利用ください。

なお、助成金は県と提携した県内事業者や町内事業者から装置を購入される際に、当該代金（取付け費用を含む）から差引かれますので、特別な手続きは不要です。上限額を超える装置を購入される場合は、差額を店頭にてお支払いください。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象の装置 | 県内の店舗で購入した場合の補助額　（県補助＋町補助）※注 |
| ブレーキ踏み間違い防止装置 | 県　1/2補助　1台 　30,000円（上限） | 町　全額補助　１台　30,000円（上限） |

※注　ブレーキ踏み間違い防止装置の助成（割引）が受けられるのは、県の補助制度に登録した店舗

（登録店舗は県のＨＰに掲載）のみで、かつ店舗ごとに補助枠がありますので、この制度を利用される場合は、事前に各店舗にお尋ねの上ご購入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象の装置 | 県内の店舗で購入した場合の補助額 | 町内の店舗で購入した場合の補助額 |
| ドライブレコーダー（前後又は360度撮影） | 県　1/2補助　1台　3,000円（上限）※注１ | 町　全額補助　1台　3,000円（上限）※注２ |

※注2　ドライブレコーダーの補助に関して、

①県の補助制度に登録した県内の店舗で購入した場合、補助枠内であれば、上限3,000円の補

助となります。

②県の補助制度に登録した町内の店舗で購入した場合、補助枠内であれば、県の補助3,000円

＋町の上乗せ補助3,000円＝上限6,000円の補助となります。

　※注3　③県の補助制度に登録した町内の店舗で購入した場合で、県の補助枠がなくなった後は、

町の補助3,000円（上限　但し、予算の範囲内）となります。

〇県補助対象の町内の割引店…JA汗入農機自動車センター・　中山農機自動車センター、

野口商会、松井オートサービスのみ

**2．スマイル大山号**

スマイル大山号（予約型の有償運送バス）は、ご利用いただきやすいよう各集落に複数

の乗降場所を設置しています。この乗降場所は、各集落の実情にあわせ変更や追加等のご

相談に応じていますので、変更等が必要な場合は集落でご検討のうえ区長さんを通してご

 連絡ください。

 また、運転免許を自主返納された方には、スマイル大山号の回数乗車券4冊（1冊6枚）

を年1回交付していますので、返納後の交通手段としてご利用ください。

**3．宝くじのコミュニティ助成事業**

 　ご利用希望を9月頃に区長さんに文書で連絡させていただく予定です。 なお、申し込

 まれた事業につきましては、県を通じて（財）自治総合センターへ申請され、審査により

 採否が決定されます。令和元年度は、除雪機2件と祭用具１件が採択されています。

＜参考＞

①一般コミュニティ助成事業

・助成金 ･･･ 100万円以上の事業で助成の上限は250万円まで。

・対象事業 ･･･除雪機、遊具設置（既設撤去費は対象外）、伝統芸能備品整備など。

②コミュニティセンター助成事業

　　 ・助成金 ･･･ 対象となる総事業費の5分の3以内。上限は1,500万円まで。

・対象事業 ･･･ 公民館、集会所の建設・大規模修繕。（既設撤去費は対象外）

**4．自治会集会所整備事業補助金**

地域の活性化や集落維持を図ることを目的とし、自治会集会所の整備（新築・増築など）

に係る費用の一部を補助しております。9月頃に区長さんに文書で連絡させていただき

 ますのでご活用ください。

 ・補助金 … 100万円以上の事業で、補助の上限は1,000万円まで（要件で変動）

 ・対象経費…集会所の新築・修繕等のうち建築工事費にあたる経費

**5．地域自主組織の活動**

 町内10地区で地域自主組織が設立されました。

 各地区の地域自主組織から区長さんへご協力をお願いすることがあるかと思いますので、引き続きご協力をお願いいたします。

**6．移住定住助成事業**

　空き家登録制度（空き家バンク）により、空き家を貸したい（売りたい）人と借りたい（買いたい）人とのマッチングが毎年10件程度成立しています。この空き家バンクに登録していただける物件を探していますので、制度の周知についてご協力願います。

なお、集落からのご紹介で空き家バンクの登録に至った場合は10万円、この空き家に空

き家バンク制度を通じて移住者が入居した場合は、追加で5万円の報奨金を交付する制度もあります。

さらに、空き家バンクを活用して移住者を受け入れた集落には、移住者の歓迎会等に要

する費用の助成として5万円の奨励金を交付しています。転入届後1年以内の申請に限りますので、該当事例がありましたら早めにご相談ください。

**7．ふるさと納税**

大山町では、町を応援いただける方から、「ふるさと納税」としての寄附を受け付けて

います。寄附者が町外の方の場合、5,000円以上ご寄附いただいた方は、お礼の品として

さまざまな地元特産品をお選びいただけます。寄附額に応じて所得税・住民税の控除対象

となる場合もありますので、お知り合いの方、ご親戚など、大山町を応援いただける方に

ぜひご紹介ください。

＜ふるさと納税申し込み方法＞

○インターネットで「大山町　ふるさと納税」と検索いただき、各サイトから申し込み

○パンフレットから申し込み

※パンフレットご希望の方は大山町役場企画課（0859-54-5202）にご連絡ください。

　また、昨年度も全国の皆さまから18,000件弱の寄附を頂いておりますが、その返礼品

には、海産物や果物等の町内産品の他、リフト券や飲食店の割引券も提供しています。観

光等に訪れていただく人を増やすことにも繋がりますので、商品等を返礼品として出して

みたいという事業者の方は、企画課 営業企画室へご連絡ください。

**【税務課】0859-54-5208**

**1.　確定申告（住民税申告）**

　　今年度も名和農業者トレーニングセンターで、2月10日から3月16日までの24日間、集落ごとで割り振り（次ページ参照）して行います。広報だいせん１月号にも折込しています。確定申告受付期間中は大変込み合いますので、なるべく日程表に記載しております指定日にお越しください。また、土地や株式等の譲渡所得、住宅借入金等特別控除の申告をされる場合は、１時間程度お待ちいただくことがありますので、米子コンベンションセンターでの申告をお勧めしております。

**2.　固定資産（土地・家屋）の異動届出**

　　固定資産税は、毎年１月１日現在の所有者に課税されます。固定資産に次のような異動があった場合は、「固定資産異動申告票」により本庁税務課又は各支所総合窓口室に届出をお願いします。

（１）建物を取り壊された場合。

（２）建物を新築・増築された場合。

（３）建物の用途変更、土地の地目変更をされた場合。

**3.　固定資産税の減免**

　　自治会が管理する土地や家屋で、広く地域のために専用するもの（金銭の授受があるものは除く。）は、その公益性を考慮して固定資産税を減免します。減免には審査がありますので、減免を希望される場合は減免申請書を提出してください。なお、申請書は3月下旬に区長文書で送付予定です。

　　

**【水道課】0859-54-5204**

**1．公民館・集会所の水道料金及び下水道料金の納付**

　 水道料金及び下水道料金の納付をお願いします。料金は下記表のとおりで、当該年度

1月1日現在の区長文書配布数により算定した年間定額料金となります。

なお、納付書の発送は２月中旬（納付期限3月2日）を予定しております。料金の納

付は口座振替もご利用いただけます。

　　　区長文書配布数　　　　　　　水道料金　　　　 　下水道料金　（年額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 30戸未満 | 2,829円 | 3,143円 |
| 30戸以上50戸未満 | 4,714円 | 5,238円 |
| 50戸以上70戸未満 | 6,600円 | 7,333円 |
| 70戸以上 | 9,429円 | 10,476円 |

**【住民課】0859-54-5210**

**1．可燃ごみの直接搬入**

名和クリーンセンターで平日午前10時から午後4時まで受け入れます。持込の際には、電話（0859-54-5352）で事前連絡をお願いします。

**2. 犬・猫の飼い方とやむを得ず飼養できなくなったなどの犬・猫の引取り**

　散歩中にした飼い犬の糞は、必ず持ち帰り処分して下さい。

　やむを得ず飼養できなくなったなどの犬・猫の引き取りは、西部総合事務所生活安全課（0859-31-9320）にお問い合わせください。

**3．日本赤十字社の会費・会員募集**

 ５月の赤十字運動月間にあわせて、日本赤十字社会員並びに活動資金の募集をいたします。日赤事業・活動へのご理解とご協力をお願いします。

**4. 消費生活出前講座**

毎月第4火曜日は消費生活相談員が役場住民課で消費生活相談を行っています。

　 また、出前講座では「消費者トラブルの被害を防ぐ」、「身近な製品の事故防止」など、ご要望に応じて随時実施しますので、お気軽にお問い合わせください。

**5. 死亡届の手続き**

受付は、平日は住民課及び各支所総合窓口室で、土日祝日は本庁のみで対応します。自治会の役目で使者として手続きに来られるときは、次の点にご留意ください。

1. ご家族から死亡診断書を預かって来庁されるときは、用紙左側の死亡届書が記入されていることをご家族に確認し、ご家族の印鑑をお預かりください。
2. 下記の内容について聞き取りを行っていますので、事前にご家族に確認してください。

|  |
| --- |
| ［死亡届提出に伴う確認票］ |
| 死亡者氏名 | 　　　　　　様 |
| 火　葬 | 場　所 | 広域火葬場「桜の苑」　　・　　　その他 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 火葬予約時間 | 年　　　　月　　　　日　　　午前　　・　　午後　　　　時　　　　分 |  |
| （桜の苑の場合のみ） |  |  |  |  |  |  |  |
| 告別式 | 日　時 | 年　　　　月　　　　日　　　午前　　・　　午後　　　　時　　　　分 |  |
| 場　所 | 1.自　宅 |  |
| 2.菩提寺 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
| 3.その他 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
| 喪主氏名 |  |  |  |  |  |  |  |
| 死亡者との続柄 |  |  |  |  |  |  |  |
| 電話番号 | （　　　　　　　　　　－　　　　　　　　　　－　　　　　　　　　　） |  |
| 葬儀の種類 |  仏　式　　　　　・　　　　　神式　　　　　　・　　　　　その他 |  |  |
| 　　　　　　　　　その他 | 来庁者氏名 |  |  |  |  |  |  |  |
| 世帯主変更 | あ　り （新世帯主氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　・　　　な　し |
| 死亡診断書コピー | 要 　　　・　　　　不要 |  |  |

＊火葬代は、直接火葬場でのお支払いになります。

1. 新聞への「おくやみ掲載」を希望される場合は、下記の「申込書」を記入していただきます。

|  |
| --- |
| ［新聞各社おくやみ欄への掲載申込書］ |
| 死亡者氏名 | 　 |
| 生年月日（満年齢） | 明 ・ 大 ・ 昭　・ 平　・　令　　　　年　　　　月　　　　日　（満　　　歳） |
| 死亡日 | 　　　　　　　　　　 　月　　　　　　　　日 |
| 掲載希望住所 | 　 |
| 掲載内容の確認用　連絡先 | 　（氏　名）　　　　　　　 |
| 　（電話番号）　　　　　　　 |
| ホームページ掲載　（日本海新聞社のみ） | 希望する　　　　・　　　　希望しない |
| 記入者氏名 | 　 |

**【建設課】0859-53-3186**

**1．小規模改修に係る原材料支給事業**

集落内の環境道、側溝など（町道・土地改良区管理の農道以外）の小規模な補修又は改修のうち、必要となる原材料の支給と、必要に応じて建設機械借上げ費の補助を行います。

＜対象事業＞

・幅員2ｍ以上の道路又は集落内の施設で、町道や土地改良区管理以外の施設で

あること。

＜支給原材料＞

・支給材料は生コンクリート、砕石、コンクリート二次製品、アスファルト等

・支給の限度額は予算の範囲内で、年間50万円を超えない額とします。

・支給材料とは別に、必要に応じて建設機械借上げ費の補助を行います。

＜申し込み方法＞

・区長名で原材料支給等申請書を提出して下さい。

　　・申請期間を4月1日から4月28日までの間とします。

　　※申請が少なければ申請期間以降は随時受付けします。

**2．大山町防犯灯設置費等補助金制度**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 補助金額（1灯当り上限額) |
| 新設 | LED防犯灯 | 15,000円 |
| 修繕 | 蛍光灯など→LED防犯灯 | 10,000円 |
| LED防犯灯→LED防犯灯 |  5,000円 |

　　・新年度、ＬＥＤ防犯灯の新設や修繕の予定が確定している場合は、5月29日までにご連絡ください

**3．集落への草刈委託**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 草刈委託 |
| 要件 | 内容 | 草刈作業及び後片付け |
| 場所 | 町が草刈路線として管理を行っている路線、及び必要と認めた路線 |
| 委託料 | 単価 | 後片付けをする場合：57円/㎡刈投げの場合　　　　：36円/㎡(※Ｒ1年度単価) |

（注）他事業との併用はできません。

**4．鳥取県版河川・道路ボランティア事業の紹介**

鳥取県では県管理の土木施設の維持管理をしていただけるボランティア団体を募集しています。活動に興味のある団体の方は、西部総合事務所米子県土整備局維持管理課（0859-31-9712）又は建設課までご連絡ください。

**【農林水産課】0858-58-6116**

**1．農地中間管理事業の活用、人・農地プランの作成**

人・農地プランの作成と地域での話合いをご検討いただき、取り組みを進められる場合

はご連絡ください。

(1)人・農地プランとは、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか。」、「誰に

農地を集積・集約化していくのか。」など、集落の農業が抱える高齢化や担い手不足、耕

作放棄地の発生などの問題を解決していくために集落で話合って作成する計画です。

(2)農地所有者と担い手の間に鳥取県農業農村担い手育成機構が入り、担い手へまとま

りのある農地を貸付け、農作業の効率化・農業の生産性の向上を図ることができます。

**2．小規模改修に係る原材料支給事業**

　 農道や農業用排水路等の小規模な補修・改修を集落で実施される場合に、必要となる原

材料の支給と建設機械の借上料を支援しています。取り組みを検討される場合は、お早め

にご連絡ください。

＜主な支給基準＞

（1）国・県の補助事業の対象とならないもの

（2）団体申請で受益戸数2戸以上

（3）補助の上限は50万円まで

**3．「一株植樹」運動の実施**

今年も身近な環境緑化の推進として実施されます。区長様宛に依頼文書を同封していま

すので、本運動の趣旨をご理解いただき、注文とりまとめのご協力をお願いいたします。

**4．樹木粉砕機の貸出し**

竹林の整備や森林資源の活用を進めるため、集落等へは無料で樹木粉砕機の貸出しを行

っています。ご希望がありましたご連絡ください。

＜粉砕対象＞　木、竹

＜貸出機械＞　小型2台（軽トラ積載可）、中型１台

＜貸出期間＞　最大10日間

※ブリッジ等は借受者でご用意ください。

**【健康対策課】0859-54-5206**

**1．令和元年度の健診（検診）の実施**

今年度、最後の健康診査、各種がん検診を下記日程で実施します。まだ健診（検診）を受けていない方はこの機会に是非受診してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 健診月日 | 会　　場 | 健診内容 | 受付時間 |
| 2月 4日(火) | 保健福祉センターなわ | 健康診査胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん・子宮がん検診、肝炎ウイルス検査 | 8：30～10：30 |
| 2月13日（木) |

　※集団健診は事前に予約が必要です。健康診査、胃がん・乳がん・子宮がん検診は受診

人数に限りがありますので、お早めに健康対策課にお申し込みください。

**【福祉介護課】0859-54-5207**

**1．輝くシルバー交付金**

平成30年度から、集落が実施する「敬老事業」と「支え愛活動」を統合した「輝くシルバー交付金」を創設し、経費の支援をしています。

＜事業・活動の区分＞

1. 敬老事業

75歳以上の高齢者を対象に行う懇親会、演芸会、レクリエーション、記念品の贈呈

慰安旅行

1. 支え愛活動

生活習慣病の予防、閉じこもり予防（サロン等）、高齢者の健康維持に関する活動、

安否確認、訪問活動等、除雪応援、ゴミ出し支援、買い物支援

※①と②両方に取り組んでいただきたいところですが、一部実施でも構いません。

＜交付額＞

当該年度の4月1日における75歳以上の高齢者の人数に、それぞれの事業ごとに

1,000円を乗じます（新交付額）。

＜手続き＞

関係書類を区長宛てに送付します。

**２．地域リハビリテーション活動支援事業**

自治会・地域のサロン等の団体を対象に、介護予防を目的としてリハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士)の派遣事業を行っています。

**３．大山町人権・同和問題小地域懇談会**

　昨年の実施状況や懇談会でのアンケート結果をもとに内容を検討して実施しますので、ご出席をいただきますようお願いいたします。

**４．民生児童委員さんの担当地区（次ページ参照）**

民生児童委員さんには、生活の問題や、高齢者・障がい者・児童福祉などの相談に応じ、助言や、情報提供、行政などへの連絡を行っていただいております。任期は令和4年11月30日までです。



**【農業委員会事務局】0858-58-6115**

**1．農業委員会委員の改選**

平成28年4月に「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づく選挙から、町長が議会の同意を得て任命する方法に改正されました。

また、農業委員とは別に、主に現場活動を担当する「農地利用最適化推進委員」も選出されて活動しています。

本町の農業委員及び農地利用最適化推進委員は令和2年7月19日に改選（任期3年）を迎えます。農業委員と農地利用最適化推進委員の定数はそれぞれ15人ずつで、選出方法は公募や推薦を受けた応募者の中から農業委員は町長が任命し、推進委員は農業委員会の会長が委嘱します。

農業委員や推進委員の公募は4月から開始する予定ですので、このことを集落の皆様に

ご周知いただきますようお願いします。

**【観光課】0859-53-3110**

**1．大山町名和マラソンフェスタ2020**

日　時：5月17日（日）　午前 9時20分スタート

場　所：名和総合運動公園

コース沿道区長さんにはお手数をおかけしますが、大会が近づきましたら役員のボランティア募集のお世話をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**【教育委員会　社会教育課　生涯学習室】0859-54-5212**

**１．スポーツ大会日程**

|  |  |
| --- | --- |
| 期　日 | 大　　　　　会　　　　　名 |
| 1月～3月 | 元旦マラソン大会（1/1）、卓球大会（2/9） |
| 4月～6月 | ゴルフ大会（4月）、グラウンド・ゴルフ大会（6月） |
| 7月～9月 | バレーボール大会（8月） |
| 10月～12月 | ゴルフ大会（10月）、軟式野球大会（10月）、バドミントン大会（11月）駅伝競走大会（11月）、ソフトバレーボール大会（11月） |

　※大会日程の詳細は広報4月号にてお知らせします。

**２．東京2020オリンピック聖火リレー**

　　実施日：5月22日（金）

　　ルート：道の駅大山恵みの里→大山町役場本庁

**３．第13回 大山町総合文化祭**

日　時：10月24日（土）、25日（日）

場　所：大山農業者トレーニングセンター・大山農村環境改善センター

　　展示テーマ：『オリンピックと平和』

**【社会福祉協議会】0858-49-3000（本所・中山支所）**

**0859-54-2200（名和支所）**

**0859-39-5018（大山支所）**

**1．災害時における支え愛地域づくり推進事業**

　　自治会が主体となって、支え愛マップの作成を通じ、要援護者に対する災害時の

災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制作り等を行い、身近な地

域で安心安全に暮らすための取組みを推進します。

**2．ふれあい・いきいきサロン**

一人暮らし高齢者等の閉じこもり、認知症予防、寝たきり予防等を目的に、気軽に

　　集える集落の公民館等で健康講座、レクリエーション、茶話会などをとおして、参加

者同士がふれあい、いきいきと過ごしていただくための活動を推進します。

**3．共同募金配分金活用助成事業**

地域福祉を充実するために、集落、グループ等が自ら企画した事業に必要な経費を

助成します。

・助成内容　補助限度額100,000円

・募集期間　2月～3月予定

**4．社会福祉協議会会費、赤い羽根共同募金の取りまとめ**

　　・社協会費（6月）

　　・赤い羽根共同募金運動ならびに歳末たすけあい募金運動（10月～12月）